

令和 7 年 2 月 1 9 日
民生文教常任委員会説明資料
市民生活部環境・経済室環境課

第 4 次芦屋市環境計画及び芦屋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（原案）
に関する市民意見募集の実施結果について

1 意見募集を行った期間

令和 6 年 1 2 月 1 6 日（月）から令和 7 年 1 月 2 4 日（金）まで

2 上記期間内における内容の閲覧場所

市ホームページ、市役所北館 3 階環境課、市役所北館 1 階行政情報コーナー、ラポルテ市民サービスコーナー、市民センター（公民館図書室）、図書館本館、保健福祉センター、あしや市民活動センター、潮芦屋交流センター

3 内容に対する意見の提出方法

環境課窓口に持参、郵送、ファクス、ホームページ上の意見募集専用フォーム
※口頭は不可

4 提出された意見の概要とそれに対する市の考え方

別紙のとおり

5 公表

上記 4 の内容については、市ホームページで公表予定

第4次芦屋市環境計画及び芦屋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（原案）への意見及び市の考え方

- 1 募集期間：令和6年12月16日（月）から令和7年1月24日（金）まで
- 2 提出件数：7人27件
- 3 提出方法：持参0人、郵送0人、ファクス1人、ホームページ上の意見募集専用フォーム6人
- 4 意見の要旨及び市の考え方
 取扱区分 A（原案を修正します）10件、B（ご意見を踏まえ取組を推進します）5件、
 C（原案に盛り込まれています）4件、D（原案のとおりとします）8件

No.	項目	該当箇所	市民からの意見	取扱区分	市の考え方
1	第4次芦屋市環境計画（資料編）	P4	【計画体系の見直し】 今計画で計画体系をマトリックス図に変更し、「自然共生」「脱炭素」「資源循環」の3点で大きくりにしてあるが、空気や水に関しての現状の、もしくはこれからの問題になる可能性が見えなくなりはしないだろうか？ 水に関していえば、水道水や井戸水でのPFAS問題がいままでに大きく浮かび上がって生きている。芦屋市の水道にも入っているのであるが、なぜ入っているのか、市民の健康に影響があるのか、それともないのか、今後の大きな問題となってくると思われる。環境問題としてとらえておくべきであると思われるが、計画の中に見えない。 また、空気に関しては、神戸製鋼石炭火力発電所からの汚染物質が最も多く降下すると神鋼がアセスメントの中で書いているのが芦屋市である。SOx、NOx、PM2.5など市民の健康に直結する汚染物質が、3号機4号機が全面稼働したことによる影響を明らかにしていくことも行政の仕事ではないだろうか。この点についても、計画に言及がない。 個別に取り上げることが求めるが、計画体系の変更により、こうした点が見えなくなることを危惧する。	A	本計画（資料編）P4の（2）計画体系は、前計画で設定していた5つの基本目標がいずれも大切なテーマであることから引き続き取り組むこととしております。 また、ご指摘の水道水の原水となる河川水及び井戸水の水質や、神戸製鋼石炭火力発電所による健康への影響に関する報告は、毎年関係機関等が調査結果を公表し、継続的に評価等を実施しております。 「健康で快適な生活環境を創る」という基本目標についても、引き続き取り組んでいく必要がある課題と認識しており、P38の「基本となる環境の姿」の「（1）健康・快適」に大気や水質に関する取組を記載しておりますので、今回のご意見を踏まえ、【これまでの取組】の表現を【今後も継続していく取組】に修正いたします。 ※（2）景観・美化も同様
2	第4次芦屋市環境計画（資料編）	P23	満足度が低い項目として挙げられた6項目には、芦屋のブランド発信以前に真摯かつ速やかに取り組まなければならない事項です。 1 海や川の水のきれいさ（透明度やごみの少なさ） 2 ペット糞の後始末マナー いくら表面的にブランドPRしたところで、実際に訪問、住んでみたらゴミだらけ糞だらけとは、失望の極みとなります。 隣に神戸や西宮という比較対象が	C	ご指摘いただきました件につきましては、P29「（4）今後力を入れるべき取組」として記載しております。 また、ポイ捨てについては、「第3次芦屋市市民マナー条例推進計画」に基づき、市民の方に向けた啓発や意識の醸成などこれまでも取組を進めております。

			あり、その中で芦屋市の魅力発信をするのでしたら、芦屋川の環境保全や芦屋川へのアクセスのしやすさに注力すべきではと思います。 芦屋と言ったらと 1 枚目に出てくるような川の写真、それだけ重要視しておきながら、保全に対して意識がまだ不足しているのではと感じられてなりません。 ポイ捨て禁止、放置禁止と呼びかけはしたところで、効果はありませんでした。 地域住民を絡めてといったところで、地域の結束も薄い昨今ですし、マンパワーも不足。 他所から飛んできたゴミ、だとしても市内に落ちていたゴミが芦屋川に流れ着いただけで、芦屋市の問題です。 言葉で縛れないのであれば、街並みを規制したように、何らかの規制、罰則金などでもって是正していくしか方法はないかと思います。 条例だけでなく、それを順守させるべく巡回も必要。 情けない話かもしれませんが、そうまでするしかモラルが保てないのかと不名誉ではありますが、そのレベルなのだと認識すべき段階かと。 芦屋川を 5 分歩けばゴミに遭遇し、15 分歩けば糞が転がる、それが現実です。 シンガポール並みの罰金制度でようやく是正されるのではないのでしょうか。 品性、モラルを向上させることこそが、これからの一番のブランドではないのでしょうか。		
3	第 4 次芦屋市環境計画（資料編）	P34	【脱炭素】 芦屋市の取り組みは理解するが、神鋼石炭火力発電所からの CO2 排出は、2023 年度には 1315 万トンに及んでいる。この排出量は、全国のほぼ 1 % に及ぶ。2050 年にゼロカーボンを掲げるのであれば、この排出量を急速に減らさないとならない。芦屋市は、大気汚染の面で神鋼に対してモノ言える立場であり、「脱炭素」を大きく掲げるのであれば、はっきりと CO2 排出をしないように物申すことが必要ではないか。世界の気候変動は、危機的な様相を示しており、小さな自治体の勇気ある行動がいま求められている。国際文化住宅都市という、「国際」を冠する自治体ならではの「脱炭素」にむけた行動を強く求める。	D	石炭火力発電は二酸化炭素排出量が多いという問題があることから、ゼロカーボンシティ実現に向けては、電力の安定供給確保を念頭に置きつつ、再エネなど脱炭素効果の高いエネルギーを最大限活用することが重要であると認識しております。

4	第4次芦屋市環境計画（資料編）	P34	芦屋市民のため、日々のご尽力に心から感謝いたします。環境を良くすること「健康、快適」「景観、美化」大賛成です。 脱炭素についてコメント（質問形式）です。 【その1】 IPCCの報告や各種論文等からの科学的検証を理解した上で、芦屋市自身が「地球温暖化の主要因は、人間の活動による二酸化炭素の増加である」と判断していると理解しています。間違いないでしょうか。	C	ご指摘のとおり、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の報告書において、「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことに疑う余地がなく、既に1.1°Cの温暖化に達した」とあります。[引用：環境省 HP] 本市も同様の認識を持っております。
5	第4次芦屋市環境計画（資料編）	P34	【その2】 アメリカ政府は、化石燃料を増産方針に変更し、脱炭素政策をやめる方針とのこと。アメリカ政府が脱炭素政策に協力しないのであれば、CO2削減についての芦屋市の取り組みは、少なくともその効果に関しては、全くの無駄になると思います。 芦屋市は、アメリカ政府の脱炭素政策中止の理由を理解しようとする意志はあるのでしょうか。理解した上で、脱炭素計画の是非、効果、対策に使う税金の割合、等を再検討する意思はあるのでしょうか。それとも、アメリカ政府のことは、関係ないものとして、特に考慮しない方針なのでしょうか。 ■補足等 当初は、当時の技術で、「科学的に天動説が正しい」との科学的コンセンサスがあった。その後、検証が進むにつれて、地動説が有力になってきたが、諸事情により、継続して「科学的に天動説が正しい」を選択した。地動説を信じていたガリレオでさえ、天動説が正しいと証言し、「実は地動説が正しい」とは、誰にもいわないと約束した。その後、地動説が正しいことが、科学的コンセンサスとなり、現在に至る。まさか、これだけ科学が発達し、民主主義が発展し、言論の自由がある、現在も、世界的に有名な天動説、地動説論争のような事態が起こっているのでしょうか。 脱炭素は、国連も、日本政府も、社長も、テレビも、芦屋市も、友人も、家族も、みんなも、地動説と同程度に、科学的に間違いないと思っているように思います。 では、なぜ、世界的に大きな影響力のある、アメリカ政府や、投資会社が、脱炭素から撤退するのでしょうか。アメリカ政府が脱炭素に協力しないの	D	世界情勢は注視しておりますが、市民一人ひとりが無理のない範囲で、できることに取り組んでいくことが重要であり、脱炭素社会に向けた取組が無駄なものとは考えておりません。

			であれば、CO2 削減についての芦屋市の取り組みは、全くの無駄なので、悲し過ぎます。 芦屋市は、「科学的な評価に基づく意思決定」、「対話を続けること」の素晴らしい方針を掲げていると理解しているので、是非、科学的な評価に基づいて、意志決定をしていただきたいと思っています。		
6	第4次芦屋市環境計画（資料編）	P37	「第4次芦屋市環境計画」のうち「資源循環」にしばっての意見です。 ここでは「ごみの減量など」が提唱されている。昨秋に「ごみ処理広域化」についての市民意見募集があった。 それにも意見をだしたが、集約結果と市議会での質疑にはまったく同意できない。関連する事業であるので、「資源循環」との関係で意見を述べる。 （１）「ごみ処理の広域化」は「資源循環」には逆行する。わざわざ神戸まで運搬するだけでも環境への余分な負荷となる。とくに災害発生のときなど、可能なかぎり発生現場に近いところで処理してこそ、「資源循環」の精神が生かせる。前回の「市民意見」への「回答？」は、「原案を繰り返しただけ」だった。すなわち、「大規模災害の時には市では対応できないから…」と、頭から「やらない」前提だ。大規模災害であればあるほど、多様な対応が必要なのであって「市独自の努力を棚上げする」ようではダメだ。 （２）加えて、前回市民意見に関して議会での所管事務調査の際に「市民意見募集は賛否を問うものではない」との答弁は暴論だ。市民意見が募集された時に、簡潔に「原案に賛成」「原案に反対」というのがあってもよいではないか。（「住民投票と性格が異なる」ことなど、わざわざ言ってもらわなくても分かっている。しかし、応募意見のなかで原案に賛成する意見より、反対する意見が多数であったことの重みを誠実に受け止めるべきだ。）	D	「一般廃棄物処理施設」にかかる事業計画は一般廃棄物処理基本計画で記載される内容であることから、本計画では記載しておりません。 また、「ごみ処理の広域化」は「可燃ごみ」を対象としており、広域化により高い発電効率を有する大型施設で発電することに繋がることから、本計画においては、「脱炭素」に大きな影響を及ぼすもの、すなわち温室効果ガス排出量削減に繋がる取組であると認識しております。 なお、大規模災害時は、国や県の支援のもと、広域でごみ処理を行なうことに加え、本市は民間企業とも災害協定を締結することにより、市単独の焼却施設の有無に関わらず、非常時でもごみ処理を継続できる体制を確保しております。
7	第4次芦屋市環境計画（資料編）	P37	【資源循環】 ごみの減量を大きく掲げるべきではないか。この間、紙資源の分別については広報あしやで大きく取り上げられ、資源化への意欲を感じるが、それでも燃えるごみの中に紙資源が多いことが特徴とされている自治体として、もっと努力が必要であると思	C	「ごみの減量」は「脱炭素」と「資源循環」いずれにも関わる取組と考えております。一方「ごみの減量」を大きく掲げることよりも、その他のページで具体的な取組（例）として「ごみの減量」に繋がる内容を記載することで、市民一人ひとりが取り組みやすい内容を記載しております。

			う。雑紙の資源化が進めば、ごみの量は大きく減るだろうし、資源循環の意味はもっと大きいと思われる。		取組（例）として、P41「（２）脱炭素」では「デコ活の普及啓発」や「燃えるごみに含まれるプラスチックごみの量を減らす」、「食品ロスや生ごみ発生量の削減」、P42「（３）資源循環」では「3Rの推進」や「プラスチック資源循環に向けた取組の推進」、「アップサイクルなど資源循環の仕組みの構築」、「資源の有効利用の推進」を挙げております。
8	第４次芦屋市環境計画（資料編）	P37	ごみの減量についてはもう一つ、生ごみの減量についてもぜひ力を入れてほしい。市のホームページに紹介されているのは段ボールコンポスト。ごみ減量化対策ではなく、カラス対策として取り上げられている。強い段ボールを手に入れることが難しくなっており、バケツやバッグを使ってコンポストをやっている方が増えている。ごみ減量化と脱炭素（燃やすとCO2を排出）の二つの課題にこたえるコンポストを計画に入れ、家庭だけではなく、フランスのパリ市のように自治体としても考えてほしい。	B	コンポストについては、これまでも市民の方々の積極的な取組により、その動きが広まり始めております。 今後引き続き、ごみの減量化・再資源化を推進するため、様々な取組を検討してまいります。
9	第４次芦屋市環境計画（資料編）	P37	10月にはごみ焼却の広域化についてのパブコメが行われた。脱炭素の課題を考えても、燃やして処理をするという大規模焼却場の時代は終わり、ごみ減量化と再資源化で芦屋の身の丈に合った焼却施設を自前で持つことが必要かと思う。 ごみ袋の時には、市民の方に出向いて丁寧に説明を繰り返し、意見も聞いたのに、ごみ処理広域化については、「賛否を問うものではない」（議会答弁）としたパブコメしか行われておらず、そのパブコメも広域化に関して費用面（神戸市が焼却場を建て替えるときの芦屋市の負担も含めて）などデメリットも十分に示されずに行われた。市民は十分な説明もないままにこの問題をどのように考え、どのように賛否を表したらいいのか聞きたい。	D	「一般廃棄物処理施設」にかかる事業計画は一般廃棄物処理基本計画で記載される内容であることから、本計画では記載しておりません。 また、「ごみ処理の広域化」は「可燃ごみ」を対象としており、広域化により高い発電効率を有する大型施設で発電することに繋がることから、本計画においては、「脱炭素」に大きな影響を及ぼすもの、すなわち温室効果ガス排出量削減に繋がる取組であると認識しております。
10	第４次芦屋市環境計画（資料編）	P37	生ごみのコンポストについて。まずは調理中の野菜くずに限定し、小学校１校・就学前施設１つの園・市役所の食堂等、調理場の前向きな協力を得られる所で、実施してはいかがでしょうか。残飯全部を入れることや、いきなり大規模にすることは、失敗につながりやすいと思います。野菜くずの堆肥は園芸向きで、他のものを混ぜれば野菜栽培にも使えるそうです。もし堆肥としての認可が得られたら、市の花壇	B	コンポストについては、これまでも市民の方々の積極的な取組により、その動きが広まり始めております。 今後引き続き、ごみの減量化・再資源化を推進する必要があることから、いただいたご意見を参考にしながら、様々な取組を検討してまいります。

		で使っていただいたり、市民の方に販売できたらと思います。私も、家の台所の野菜くずを個人的にコンポストで堆肥にしています。もし私でお役に立てることがあれば、お手伝いしたいと思います。 <目的> CO2削減、資源の有効活用、土壌の改良、SDGs教育 <今回の意見提出にあたり参考にした取り組み> ●大きなコンポスト 豊中市「緑と食品のグリーンセンター」さんによる給食の生ごみと間伐材等の堆肥「とよっぴー」 鹿児島県志布志市「ゆうリサイクルセンター」さんによる家庭の生ごみの堆肥「循ちゃん肥料」 ●不詳 練馬区「株式会社五十嵐商会」さんによる給食の生ごみの堆肥「練馬の大地」 ●小さなコンポスト 米原市「オリテ米原」さんによる木製コンポスト「ヒリョール&ヒリョリータ」 大田区「いきちかクラブ」さんによる「キエーロ式プランターコンポスト」家庭や学校用 神戸市「こうベキエーロ」 八王子市立貳分方小学校さん児童の家庭の生ごみを持ち寄る「ダンボールコンポスト」 兵庫県川西市「H2Oリテイリング株式会社」さんによる家庭の生ごみのコンポスト 渋谷区「株式会社 komham」さんによる住民15世帯限定の公募による家庭の生ごみの共用コンポスト ●電動コンポスト 伊丹市「ヤマトヨ産業株式会社」さんによる給食の生ごみのコンポスト「パクパク」 明石市「株式会社 komham」さんによる給食の生ごみのコンポストのパイロット事業⇒2024年12月中止 <参考資料> 主婦と生活社著 門田幸代「ひと目でわかる 図解『生ゴミ堆肥』ですてきに土づくり～土のう袋堆肥で植物も地球もよろこぶ土に～」 淡路景観園芸学校「身近な材料で肥料と土づくり」講習資料 消費・安全局農産安全管理課令和4年7月肥料制度見直しに関する説明会資料1 肥料制度の解説 和歌山県農場試験場生ゴミリサイク	
--	--	--	--

			ル堆肥の塩分・油分含量の上限		
11	第4次芦屋市環境計画（資料編）	P33	環境学習について触れられていましたが、子どもたちの小中学校では、かつてに比べて市内の遠足や登山などが激減しているように感じます。せっかく市内に豊かな自然環境があるのもう少し子どもたちがふれられるよう、知れるようにしていただきたいです。	B	芦屋の自然環境を知る機会の創出など、様々な取組を検討してまいります。
12	第4次芦屋市環境計画（資料編）	P37	ゴミ処理場については、別途意見収集があったから記載がなかったのでしょうか。万一の被災を考えて市のごみ処理場は残していただきたいです。	D	「一般廃棄物処理施設」にかかる事業計画は一般廃棄物処理基本計画で記載される内容であることから、本計画では記載しておりません。 また、「ごみ処理の広域化」は「可燃ごみ」を対象としており、広域化により高い発電効率を有する大型施設で発電することに繋がることから、本計画においては、「脱炭素」に大きな影響を及ぼすもの、すなわち温室効果ガス排出量削減に繋がる取組であると認識しております。 なお、大規模災害時は、国や県の支援のもと、広域でごみ処理を行なうことに加え、本市は民間企業とも災害協定を締結することにより、市単独の焼却施設の有無に関わらず、非常時でもごみ処理を継続できる体制を確保しております。
13	第4次芦屋市環境計画（資料編）	P37	ゴミ焼却場がポートアイランドに移る計画というのは、市民に賛否を問うとかよく周知をはかるというものでなかった。ゴミ問題は、生ゴミをリサイクルして緑をふやす肥料にするコンポストを学校や幼稚園や子ども園や公園の一部において、管理する人をおく、とかして地球環境を守るとりくみとしてやっていこうとする市としての姿勢をみせてほしい。	B	コンポストについては、これまでも市民の方々の積極的な取組により、その動きが広まり始めております。 今後も引き続き、ごみの減量化・再資源化を推進する必要があることから、様々な取組を検討してまいります。
14	芦屋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	P3	【気候変動の影響】 「猛暑や豪雨リスクがさらに高まる」・・・この程度の認識でいいのかということです。 国連の世界気象機関は、2024年の地球表面の平均気温が観測史上最高を更新し、産業革命前の水準を1.55℃上回ったとの推計を発表しました。まだ単年度のことはありますが、取り返しのつかない事態を避けるには待ったなしの行動が必要だと思われます。 気候危機ともいわれ、膨大な被災者、干ばつ等による食料が獲れなくなる飢饉・飢餓など命の問題になってお	A	いただきましたご意見を踏まえ、P3「ア気候変動の影響」の記載を以下のように修正いたします。 「地球温暖化が現在の進行速度で進行すると、2030年から2052年の間に気温上昇が1.5℃に達する可能性が高いことが予測されており、それを超えると深刻で不可逆的な変化・影響が生じ得る閾値（ティッピングポイント）の存在が指摘されていることなども踏まえ、気温上昇を1.5℃に抑える努力を追求し、重大な気候変動影響を低減・回避するため、こうした適応の取組とあわせ、緩和の取組の着実な実施が重要とされています。」

			り、さらに深刻化が予測されること、後戻り不可能なティッピングポイントを超えた現象もあるのではないかとみられる状況であること、などなどこの項目の記述は、もっと危機意識を持ったものに変える必要があるのではないのでしょうか。		
15	芦屋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	P3	【国際的動向】 今は、2024 年度。2018 年までの動向では、刻々と変わる国際的な情勢を反映することはできないと思います。COP は毎年行われており、昨年は COP 29 が開催されました。この計画が 2025 年度からのものであれば、できる限り最新の国際動向を加えるべきではないでしょうか？2030 年までにどれだけ CO2 を削減できるかが大きなカギであるというのが国際社会の認識かと思います。	A	いただきましたご意見を踏まえ、P3「イ地球温暖化対策をめぐる国際的な動向」の記載を以下のように修正いたします。 「平成 27(2015)年にパリで開催された COP 21 においては、発展途上国を含む全ての参加国に温室効果ガス削減の努力を求める「パリ協定」が採択され、平成 28(2016)年 11 月に発効されました。 令和 5（2023）年に、UAE のドバイで開催された COP28 では、パリ協定で掲げられた目標達成に向けて、世界全体の進捗状況を評価する「グローバル・ストックテイク（GST）」が初めて実施されました。 GST はパリ協定の目標達成状況について世界全体の進捗を評価するとともに、各国のおこなうべき行動に示唆を与えるものです。COP28 で初めておこなわれた GST の結果、採択された決定文書では、パリ協定の目標達成にあたり、「世界の気温上昇を 1.5℃に抑える」という目標まで隔たりがあることや、1.5℃目標に向けて行動と支援が必要であることが強調されました。 温室効果ガス（GHG）排出削減を指す「緩和」に関しては、対策強化に向けて、まず、1.5℃目標を達成するために、2025 年までに GHG 排出をピークアウトさせ、2030 年までに 43%、2035 年までに 60% を排出削減する必要性が認識されました。また、パリ協定と各国の異なる状況、道筋、アプローチを認識したうえで、世界全体の取組を推し進めることを呼びかける、とされています。」
16	芦屋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	P4	【国内の動向】 こちらも 2021 年 4 月まででは物足りない。できるだけ最新の動向を加えるべきだと思います。	A	いただきましたご意見を踏まえ、P5 の「地球温暖化防止に向けた国内外の動向」に令和 4 年(2022 年)～令和 6 年(2024 年)を追加し、令和 3 年度欄には補足説明を追加しました。またそれに伴い、P6 ウ「地球温暖化対策をめぐる国内の動向」に、以下の記載を追加しました。 「令和 4 (2022)年 12 月には、グリーン・トランスフォーメーション（GX）の実現を通して、令和 12(2030)年度の温室効果ガス 46%削減や 2050 年カーボンニュートラルの国際公約の達成を目指すとともに、安定的で安価なエネルギー供給につながるエネルギー需給構造の転換や国の

					産業構造・社会構造の変革を実現するため、国は「GX実現に向けた基本方針～今後10年を見据えたロードマップ～」をとりまとめ、令和5(2023)年2月に閣議決定しました。また、その実現に向けて同年「GX推進法（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律）」及び「GX脱炭素電源法（脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律）」を成立させています。令和6(2024)年になると、第7次エネルギー基本計画の見直しに向けて、「2040年度におけるエネルギー需給の見通し」が策定され、バックカスティングによるエネルギー政策の目指すべき方向性が示されました。」
17	芦屋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	P9	【公共施設に再エネ100%電力導入】 「目指し取り組んでいます」とありますが、22年4月・6月で25施設導入は終わったのではないのでしょうか？	A	いただきましたご意見を踏まえ、P9⑤の記載を以下のように修正いたします。 「令和4（2022）年4月から市内の公共施設10施設、同年6月から市内の学校園12施設、本庁舎・分庁舎・公光分庁舎南館で再エネ100%電力の導入（年間約2,500t-CO2の温室効果ガス排出量の削減が可能）を継続的に取り組んでいます。」
18	芦屋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	P25	【緑化】 本市全域の緑被率とありますが「本市市街化区域」の間違ひではないかと思われまふ。市のホームページで「緑の基本計画」資料編P22をみると「緑被率（市街化区域における緑の量）」とあり、その数字も約25%と書いてあります。	A	ご指摘のとおり「緑の基本計画」では市街化区域における緑被率の記載がありますが、本実行計画（区域施策編）では、市全体の緑のCO2吸収機能（グリーンカーボン）の強化が重要であることに加え、市域面積の半分以上が緑地となっていることから、見出しと本文を以下のように修正いたします。 見出し 「（12）緑化」→「（12）緑の効果」 本文 「本市は、北部地域から山手地域にかけて森林部分が広がっており、まちなかには、山と海辺の緑をつなぐ河川、それらを格子状につなぐ街路樹や公園、民有地の緑が点在しています。また、海辺の街には計画的に緑が整備されています。 美しい景観や住みよい住環境を維持することに加え、CO2吸収源として市内の緑を保つことが大切です。」
19	芦屋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	P28	【再生可能エネルギー利用可能量の他市との比較】 芦屋市が低い水準は示されているが、分析がないのでなぜなのかわかりません。そこがわからないと対策が打てないのではと思います。また、対策しないのならデータを出す意味もないのではないのでしょうか？読む者	A	いただきましたご意見を踏まえ、P28④の記載を以下のように修正いたします。 「同じく環境省の「自治体排出量カルテ」によれば、本市に導入されている再生可能エネルギーは小規模太陽光発電（10kW未満）が中心となっています。このため、令和4（2022）年度における本

			には消化不良感が残ります。		市の再生可能エネルギー利用可能量、区域の消費電力量に対する再エネ分担率はともに、中規模以上の太陽光発電（10kW以上）のほか、風力発電や水力発電、バイオマス発電等を導入している近隣市や県、全国と比較して低い水準となっています。」
20	芦屋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	P28	【エネルギー経済】 「市域外へのエネルギー代金の流出を食い止めるための施策が重要な課題」とあるのに、この課題を取り組む施策がどこにあるのかわかりません。エネルギーの地産地消ということになるのだと思うのですが、「再エネの導入拡大」の取り組みの項目に示すことが必要ではないでしょうか？	A	いただきましたご意見を踏まえ、P54「再エネの導入拡大 2. 住宅・事業所・マンション等へ再エネ・蓄電設備の導入促進」の「期待できる効果」の2行目「・自家消費や余剰売電による経済的メリット」の補足説明として以下の文章を追加します。 （エネルギーの地産地消によるエネルギー代金の流出防止）
21	芦屋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	P30	【市域の緑被率】 P.25 同様に「市街化区域」の間違いではないでしょうか？ また、国の緑被率の方針は30%であり、芦屋市は低いことになっているのでは？「緑被率」を特性としてとらえるのであれば、市の目標値を定め、「CO2 吸収源としての都市緑化の推進」の名にふさわしくすべきではないでしょうか？	A	ご指摘のとおり「緑の基本計画」では市街化区域における緑被率の記載がありますが、本実行計画（区域施策編）では、市全体の緑のCO2 吸収機能（グリーンカーボン）の強化が重要となることに加え、市域面積の半分以上が緑地となっていることから、以下のように修正いたします。 特性 「市域の緑被率は約 27%程度」→「市域面積の半分以上が緑地」 活用策の検討結果 「CO2 吸収源としての都市緑化の推進」→「CO2 吸収源としての緑の保全」
22	芦屋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	P44	【芦屋市における総量削減目標】 国に合わせて2013年度を基準年としているのですが、これもまた国際レベルではないと思います。2019年と比較するのが国際レベルかと。国との整合性が必要というのであれば、2019年度も数値（参考値でもよい）として入れてはどうでしょうか。地球温暖化という日本だけではどうにもならない問題だからこそ国際レベルも参考にする必要があるのであれば？国際文化住宅都市ですから。	D	現段階では、国の基準年度である2013年度を本計画の基準年度といたします。2019年度との比較については、今後の国の動向を注視しながら、検討してまいります。
23	芦屋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	P50	【省エネ対策】 日本の場合には温暖化対策として省エネに大きな役割があると思います。市内の古いマンションではどのくらい省エネ改修が進んでいるのでしょうか。住宅課とも連携し、市内マンションの実態調査をし、省エネ改修助成・支援の情報を各マンション管理組合に提供してはどうでしょうか？特に震災を経験し傷んだマンションの	B	これまでも戸建住宅や集合住宅へ省エネ及び再エネ設備の導入促進事業を実施しており、補助事業等に関するご案内は市HPや広報誌のほか、庁内の関係課においても、窓口の配架などを行っております。更なる周知・啓発は重要と考えており、引き続き様々な取組を検討してまいります。

			場合は、窓やドアの改修により、大きな省エネ効果が期待できると思われます。戸建ても含め、改修工事への助成・支援を市民に分かりやすく情報提供する仕組みを考えていただきたい。		
24	芦屋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	P53	【公共施設への再エネの導入促進】 公共施設の状況については、再エネ導入必要の施設の名前も数も把握できていると思われます。施設名を明らかにするなど目標は具体的にしていますでしょうか。 「防災機能の強化を図る」とありますが、防災倉庫の屋根に小さいものであっても太陽光パネル設置を進めてはどうでしょうか。災害時携帯電話の充電等にでも使えるのではないかとされます。	D	現時点で再エネ設備を導入している施設名は、P26 に記載しております。公共施設の整備・改修の計画に併せ、再エネ設備の導入を検討してまいります。
25	芦屋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	-	地方から国に大型火力発電所の新設2基（神戸灘浜）でどれだけ芦屋の空気がよけれ CO2 の排出量がすすんでいるか、市として要望をしてほしい。	D	神戸製鋼の火力発電所に関する環境への影響については、「兵庫県環境影響評価審査会」において、大きな影響がないことが確認されております。
26	芦屋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	P53	自然還元エネルギーに市としてシフトできることは、市の施設の屋根に太陽光発電と蓄電池設備をつけることを考えてはどうか。	C	これまでも公共施設の整備等を行う場合は、太陽光発電設備の導入に努めており、今後も導入を促進するため、P53「再エネの導入拡大 1. 公共施設へ再エネ設備の導入促進」の取組概要欄に、市内の公共施設への太陽光発電設備等の導入について記載しております。
27	芦屋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	P54	【再エネ導入促進】 日本発のペロブスカイトの商品化が近々と言われています。再エネ情報にぜひ加えていただきたい。	A	P54「再エネの導入拡大 2. 住宅・事業所・マンション等へ再エネ・蓄電設備の導入促進」の「取組概要」に、「壁面やマンションの手すり等へ、意匠性の高い太陽光発電及び蓄電設備を導入しやすい環境を整えます。」また、「太陽光発電パネルの設置場所として一般的なのは住宅や事業所ビルなどの屋上ですが、技術の進歩によって太陽光発電パネルは様々な場所に設置することが可能になってきています。」とご紹介しております。 今回のご指摘を踏まえ、ペロブスカイトの事例紹介の写真を追加いたします。